

3-3 所得種類別課税状況

(1) 利子所得等の課税状況

区 分		課 税 分		非 課 税 分		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	障害者等非課税・ 財形貯蓄非課税分 支 払 金 額	その他の非課税分 支 払 金 額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
公	債	2,439,480	365,922	34,495,521	150,204	37,085,205	365,922
社	債	1,893,233	283,985	260,073	11,793,918	13,947,224	283,985
預貯金	銀 行 預 金	16,933,980	2,540,097	323,758	1,652,020	18,909,758	2,540,097
	銀行以外の金融機関の預金	18,039,166	2,705,875	631,489	10,010,944	28,681,599	2,705,875
	勤 務 先 預 金	3,835,913	575,387	3,178	-	3,839,091	575,387
合同運用信託の収益の分配		139,853	20,978	6,270	17,484	163,607	20,978
公社債投資信託の収益の分配等		153,233	22,985	-	14	153,247	22,985
小 計		43,434,858	6,515,229	35,720,289	23,624,584	102,779,731	6,515,229
定期積金の給付補てん金等		964,620	144,693	-	108,694	1,073,314	144,693
匿名組合契約等に基づく利益の 分配、生命保険等の差益		592,943	112,647	174,115	-	767,058	112,647
割引債の償還差益		-	-	-	-	-	-
計		44,992,421	6,772,569	35,894,404	23,733,278	104,620,103	6,772,569

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに利子等の支払者から提出された「利子等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(2) 配当所得の課税状況

区 分	一 般 課 税 分		非 課 税 分	特 例 税 率 適 用 分		合 計	
	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	支払金額	源泉徴収税額	支払金額	源泉徴収税額
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
剰余金の配当、利益の配当、 剰余金の分配、基金利息、 特定投資法人の投資口の配当等	112,181,824	22,845,596	10,154,730	14,728,627	1,066,651	137,065,181	23,912,247
投資信託（公社債投資信託及び公募公社 債等運用投資信託を除く。）及び特定受 益証券発行信託の収益の分配等	-	-	754,770	1,187,378	80,452	1,942,148	80,452
源泉徴収選択口座内配当等	-	-	-	15,985,601	1,120,873	15,985,601	1,120,873
計	112,181,824	22,845,596	10,909,500	31,901,606	2,267,976	154,992,930	25,113,572

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに配当等の支払者から提出された「配当等の所得税徴収高計算書」及び「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整
所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(3) 特定口座内保管上場株式等の譲渡所得等の課税状況

区 分	源泉徴収選択口座内 調整所得金額等	源泉徴収税額
	千円	千円
源泉徴収選択口座内保管 上場株式等の譲渡所得等	5,735,478	401,167

調査対象等： 平成24年2月から平成25年1月までに上場株式等の譲渡の対価の支払者から提出された「上場株式等の源泉徴収選択口座内調整所得金額及び源泉徴収選択口座内配当等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(4) 給与所得及び退職所得の課税状況

区 分		官 公 庁		そ の 他		合 計	
		支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額	支 払 金 額	源泉徴収税額
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
給 与 所 得	俸 給 ・ 給 料 ・ 賞 与	1,482,327,032	47,945,896	7,545,049,151	187,032,105	9,027,376,183	234,978,001
	日 雇 労 働 者 の 賃 金	3,265,294	100,258	94,608,322	1,367,823	97,873,616	1,468,081
	計	1,485,592,326	48,046,154	7,639,657,473	188,399,928	9,125,249,799	236,446,082
退 職 所 得		140,827,869	2,159,540	86,566,878	2,977,696	227,394,747	5,137,236
災害減免法により徴収猶予したもの		-	-	-	63,152	-	63,152

調査対象等： 給与等の支払者から平成25年4月30日までに提出された「法定調書合計表（給与所得の源泉徴収票、退職所得の源泉徴収票）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

- 用語の説明： 1 「官公庁」とは、政府機関、地方公共団体及びこれらの関係機関（所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等のうち、公庫、事業団、国立大学法人等、国・地方公共団体が全額出資しているもの及び特定独立行政法人をいう。）を集計したものである。
- 2 「法定調書」とは、所得税法の規定により税務署長に対して、その提出を義務付けられている書類をいい、原則として翌年1月31日までに提出することとなっている。法定調書の種類は多数にのぼっており、例えば①利子等の支払調書、②配当及び剰余金の分配の支払調書、③報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書、④給与所得の源泉徴収票、⑤非居住者に支払われる給与、給付及び役務の報酬の支払調書がある。
- 3 「徴収猶予」とは、通常の法定納期限に徴収しないで、一定の期間徴収手続を猶予することをいう。したがって、一定の期間、納期限を延長する、いわゆる延納制度とは異なるものである。

(5) 報酬・料金等所得の課税状況

区 分		支 払 金 額	源泉徴収税額
法 第 2 0 4 条 該 当	原稿料、作曲料、放送謝金、講演料等の報酬又は料	9,399,063	989,375
	弁護士、税理士等の報酬又は料金	33,804,823	4,517,117
	診療報酬	59,748	5,206
	職業野球の選手、騎手、外交員等の報酬又は料	27,592,385	1,962,258
	芸能等についての出演・演出等の報酬又は料	1,225,404	136,156
	バー、キャバレーのホステス等の報酬又は料	13,294,161	919,360
	契約金・賞金	1,524,969	57,954
	小 計	86,900,553	8,587,426
法第203条の2該当（公的年金等）		19,286,078	379,779
法第207条該当（生命保険契約等に基づく年金）		24,892,462	147,839
法第174条該当（馬主に支払われる競馬の賞金等）		281,207	8,972
計		131,360,300	9,124,016
災害減税法により徴収猶予したもの		-	-

調査対象等： 報酬・料金等の支払者から、平成25年4月30日までに提出された「法定調書の合計表（報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書）」及び平成24年2月から平成25年1月までに提出された「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。

(6) 非居住者等所得の課税状況

区 分	支 払 金 額	源泉徴収税額
	千円	千円
公 社 債 ・ 預 貯 金 の 利 子 等	4,450	497
剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、基金利息、投資信託（公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。）及び特定受益証券発行信託の収益の分配	3,441,265	207,870
匿名組合契約に基づく利益の分配	166,510	33,305
給 与 ・ 賞 与 等	602,840	115,021
退 職 手 当 等	-	-
人 的 役 務 の 報 酬	690	138
工業所有権その他の技術に関する権利等の使用料又はその譲渡による対価	233,400	23,656
著作権の使用料又はその譲渡による対価	106,557	13,824
貸 付 金 の 利 子	99,998	17,495
不動産、採石権の貸付、租鉱権の設定又は航空機、船舶の貸付による所得	137,090	27,435
機 械 等 の 使 用 料	-	-
土 地 等 の 譲 渡 に よ る 対 価	1,455,710	145,677
人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価	812,985	153,831
生 命 保 険 契 約 等 に 基 づ く 年 金	-	-
賞 金	9,997	1,998
合 計	7,071,492	740,747

調査対象等：平成24年2月から平成25年1月までに非居住者等の給与等の支払者から提出された「非居住者・外国法人の所得についての所得税徴収高計算書」等に基づいて作成した。